

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和4年度）

令和4年3月
神戸市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、下表の通り、実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
（仮称）神戸市西部学校給食センター整備・運営事業	事業契約締結日から 令和21年7月（予定）	民間事業者は、以下の（仮称）神戸市西部学校給食センター整備・運営事業を実施する。 ・設計・建設業務 ・開業準備業務 ・維持管理業務 ・運営業務	兵庫県神戸市	令和4年4月上旬頃（予定）